| 供給設備の種類 | 点検を行う事項 |
| --- | --- |
| (1)　供給設備（特定供給設備及びバルク供給に係るものを除く。） | 第十八条第二号イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びく並びに第十四号に掲げる基準に関する事項 |
| (2)　供給設備（特定供給設備を除き、バルク供給に係るものに限る。） | 第十九条第一号チ、リ及びワ、第二号イ、ハ及びホ（第十九条第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）並びに第三号ロ、ハ(9)及び(10)、ニ(2)並びにホ(2)及び(6)並びに第七号（第十八条第十四号に限る。）に掲げる基準に関する事項 |
| (3)　特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。） | 第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで並びに第二号イ、ロ、ト及びチに掲げる基準に関する事項 |
| (4)　特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。） | 第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第十九条第一号チ、リ及びワに限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに限る。）並びに第二号ロ(1)から(3)まで、ホ（第十九条第三号ハ(9)及び(10)に限る。）、く（第十九条第三号ニ(2)に限る。）及びト（第十九条第三号ホ(2)及び(6)に限る。）に掲げる基準に関する事項 |

第五十条に次の一号を加える。

五　認定対象消費者が設置する燃焼器の全てについて第三号のイからハまでのいずれかに該当する場合は、第三十七条の消費設備の調査のうち、第四十四条第一号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）、ヌ、ヲ（地下室に係る部分を除く。）、ワ、カ及びヨ並びにタ(1)(i)から(ⅲ)まで及び(2)(i)(1)及び(ⅱ)に係る部分に限る。）並びにソ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）並びにネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項については、第三十七条第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び五年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第一回の調査は、前回の調査から五年までの間に行うものとする。

第五十条の次に次の一条を加える。

（第二号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例）

**第五十条の二**　第二号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第三十五条の九の経済産業省令で定める基準は、前条第一号に掲げるものとする。

様式第二十六中「あってはその代表者の氏名　　㊞」を「法人にあってはその法人番号　　㊞」に改め、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1　保安確保機器の設置及び管理の方法の別

様式第二十六3の次に次のように加える。

4　合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、申請の日前1年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあっては、当該承継の事由及び年月日

様式第二十七を次のように改める。

**様式第27**（第48条関係）

| ×整理番号 | |
| --- | --- |
| ×受理年月日 | 年　月　日 |

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
法人にあってはその法人番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

| 設置及び管理の方法の別 |
| --- |
| |

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

| 販売所の名称 | 一般消費者等の数 | 認定対象消費者の数 |
| --- | --- | --- |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。

3　×印の項は記載しないこと。

様式第二十七の次に次の様式を加える。

**様式第27の2**（第48条関係）

| ×整理番号 | |
| --- | --- |
| ×受理年月日 | 年　月　日 |

認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
法人にあってはその法人番号
住所

合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回ったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第48条第2項及び第3項の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

| 設置及び管理の方法の別 |
| --- |
| |